

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

(令和 8 年度～令和 12 年度)

郡山市

令和 8 年 3 月 25 日

1 森林環境譲与税の創設趣旨

近年、森林の有する木材等林産物を供給する役割をはじめ、水源涵養、生物多様性の維持、地球環境保全、土砂災害防止など様々な公益的機能の重要性が広く認識されるようになった一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等により整備が不十分な森林の増加が懸念されている。

このような状況の下、平成 27 年「パリ協定」において、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持することが長期目標として掲げられ、温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスをとるため森林吸収源対策としての森林整備、及び財源確保の必要性から、新たな施策や税制についての検討がなされた（出典：総務省 WEB）。

森林整備については平成 31 年「森林経営管理法」が成立、林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的とし、集約化について規定されており、財源確保については平成 31 年「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、「法」という。）」が成立し、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」（以下、「譲与税」という。）が創設されたところである。

2 本市の森林整備の現状

令和 6 年 3 月末現在、本市の森林の面積は 39,496ha であり市域の約 50%を占めている。このうち、民有林面積は 29,547ha である（福島県森林・林業統計書）。

この民有林についてはその多くが利用期に達しつつあり、森林資源の循環利用を促進するためにも、また、今後も森林として経営していくためにも、譲与税の用途のうち最も重要な目的のひとつである「森林の整備に関する施策」を実施することが求められるが、所有者不明森林、境界の不明確化、所有森林面積の零細化などの問題があり、持続的な森林の整備に至っていない現状である。

3 森林環境譲与税の用途

パリ協定の枠組みにおける「森林整備と財源確保」、森林経営管理法の「森林整備」に必要な安定的な財源確保を目的に譲与税が創設されたことから、譲与税の用途については持続的な森林整備を目的に、「4 基本方針」に示す分野に活用し、森林法第 5 条に規定する森林（以下、「5 条森林」という。）の適切な整備とその促進を図る。

なお、譲与税の活用については、法に定める範囲内（別表 3）において、地域の実情に

応じた取り組みを求められているが、森林整備の効果が広く国民一人一人に及ぶものであることに鑑み、国民の協力のもとに譲与税は創設されたものであるため、その用途は納税者である国民の理解が得られるものでなければならない。

4 基本方針

次の事業に譲与税を充当することとする。

(1) 森林整備促進へ向けた森林境界明確化

①事業内容

森林整備にあたっては土地所有者の確認及び森林境界の確定が必須となるため、航空レーザー測量等リモートセンシングデータを活用した航測法による森林境界の明確化を行う。

併せて、リモートセンシングデータの解析により得られた森林の状況から森林整備の優先度や実施すべき整備等方針を検討する。

また、市内民有林の情報の管理のため、福島県森林クラウドシステムを活用する。

②譲与税充当の妥当性

森林境界明確化及び市内民有林の情報の管理は、法第34条第1項第1号「森林の整備に関する施策」に合致することから譲与税の充当が妥当である。

(2) 森林整備のための集約化

①事業内容

森林整備については「森林・林業基本法（別表4）」、「森林経営管理法（別表5）」及び「森林法（別表6）」に基づき森林所有者が自ら施業及び保護をしていく責務があるが、境界が確定した森林及び整備の優先度が高い森林等については所有者の森林管理に係る意向調査を行い森林の集約化を図る。

②譲与税充当の妥当性

森林の集約化による、効率的な森林整備を行うことは、法第34条第1項第1号「森林の整備に関する施策」に合致することから譲与税の充当が妥当である。

(3) 市による森林整備

①事業内容

「(2) 森林整備のための集約化」で集約した森林について、森林経営管理制度を活用し、市が経営を預かる、または意欲ある林業事業者への再委託について検討する。

②譲与税充当の妥当性

法第34条第1項第1号「森林の整備に関する施策」に合致することから譲与税の充当が妥当である。

(4) 木材利用の促進

①事業内容

「郡山市木材利用推進基本方針」に基づき、公共建築物における木材利用を推進する。地域材の積極的な利用を通じ、森林資源の循環利用を促進するとともに木材が有する調湿性、断熱性、リラックス効果等木材の良さについて広く市民へPRする。

②譲与税充当の妥当性

木材利用促進は法第34条第1項第2号「木材利用の促進」に合致することから譲与税の充当が妥当である。

(5) 森林・林業の普及啓発

①事業内容

木製品に触れ合うことで森林と生活の関わりについて関心を持ち、豊かな心を育むことを目的に木育事業を実施するとともに、地域材を活用した木製品により、市民へ木材の良さをPRする。

②譲与税充当の妥当性

木育事業実施や木製品のPRは、法第34条第1項第2号「森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進」に合致することから譲与税の充当が妥当である。

(6) 森林病虫害対策

①事業内容

森林病虫害対策の推進については、持続的な森林整備に資することを目的に、その対策が真に森林整備の促進につながると認められるものについて実施するものとする(別表7)。なお、伐倒後の材の搬出処分は所有者の財産管理・処分の範疇であるため譲与税は充当しない。

(ア) 保全すべき松林における防除について

保全すべき松林区域内において、特殊な工種を検討しなければならず標準歩掛を適用できない場合については、国・県補助の対象外のため譲与税を活用した対応を検討する。

(イ) 市補助金を用いた防除及び枯損木伐倒について

国・県等の補助要件に該当しない森林病虫害による被害木・枯損木および被害が懸念される健全木について、所有者または管理者が実施する対策経費の一部補助を実施する。

②譲与税充当の妥当性

森林管理の前提として森林所有者が自ら施業及び保護をしていくべきではあるが、保全すべき松林に指定される森林で防除に係る国・県補助金が使えない場合、及び森林

所有者または管理者が森林管理の意思をもって自ら防除及び枯損木伐倒を実施する場合、その費用の一部を補助することは森林所有者または管理者自らの森林整備の促進が図られるため、法第 34 条第 1 項第 2 号「その他の森林の整備の促進に関する施策」に合致することから譲与税の充当が妥当である。

(7) 福島県森林整備補助金への上乗せ補助について

①事業内容

福島県森林整備補助金交付要綱の規定に基づき県が補助金交付を行う場合において、郡山市森林整備事業費補助金交付要綱に基づき補助をする。

なお、福島県森林環境基金森林整備事業補助金については「ふくしま森林^{もり}づくり県民税」が充当されており、「同一目的に 2 種の税を徴収していることについて説明が困難である」として譲与税との併用は不可とされている。

②譲与税充当の妥当性

森林所有者または管理者自らの森林経営を促進することとなり、法第 34 条第 1 項第 1 号「森林の整備に関する施策」に合致することから譲与税の充当が妥当である。

5 基本方針の見直し等について

本方針については、今後の国・県の動向や市の情勢に応じ、適宜見直しを行うこととし、森林環境譲与税の活用を図る。

別表1 パリ協定（林野庁 WEB より抜粋）

開発途上国を含むすべての締約国が参加する 2020 年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組み。2015 年の COP21（気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で採択され、2016 年 11 月に発効。

産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分下方に保持し、1.5℃に抑える努力を追及することなどを目的としており、その実施に当たっては、各国の削減目標などを定めた「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」を 5 年毎に提出することが義務付けられている。

我が国の人工林は高齢級化によって森林吸収量も減少する傾向にあるため、将来にわたって森林の吸収能力を十分に発揮させるためには、伐採後の確実な再造林など森林資源の若返り等にも取り組むとともに、成長に優れた種苗の母樹の増植と普及を促進する必要がある。

別表2 森林経営管理法の目的

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）

第一条 この法律は、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、**林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とする**

別表3 森林環境譲与税の使途

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）

第三十四条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

一 森林の整備に関する施策

二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第二条第三項に規定する木材の利用をいう。)**の促進その他の森林の整備の促進に関する施策**

別表4 森林所有者等の責務

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）

第二条 森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能(以下「森林の有する多面的機能」という。)が持続的に発揮されることが国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものであることにかんがみ、将来にわたつて、その適正な整備及び保全が図られなければならない。

2 森林の適正な整備及び保全を図るに当たっては、山村において林業生産活動が継続的に行われることが重要であることにかんがみ、定住の促進等による山村の振興が図られるよう配慮されなければならない。

第九条 **森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者**(以下「森林所有者等」という。)は、基本理念にのっとり、**森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。**

別表5 森林所有者等の責務

森林経営管理法（平成30年法律第35号）

第三条 **森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。**

2 市町村は、その区域内に存する森林について、経営管理が円滑に行われるようこの法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする

別表6 森林所有者等の責務

森林法（昭和26年法律第249号）

第十条の七 **森林所有者**その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、**市町村森林整備計画に従つて森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならない。**

別表7 森林病虫害対策における譲与税の対象について

	(5)-①-(ア) 保全すべき松林における防除	(5)-①-(イ) 市補助金を用いた防除
対象木	—	健全木 被害木 枯損木
実施事業	特殊伐倒（標準歩掛を適用できないもの）	樹幹注入 伐倒 くん蒸
備考	—	森林所有者または管理者が自ら施業及び保護をしていく場合に限る
	伐倒後の材の搬出処分は所有者の財産管理・処分の範疇であるため譲与税は充当しない	